

令和5年度

**奈良県私立高等学校授業料等軽減
補助制度について（お知らせ）**

- 奈良県では、生徒の学費の負担を軽減するため、補助金を交付しています。
- 本パンフレットの内容をご確認いただき、本制度の対象となる世帯におかれましては、学校が指定する期日までに、申請書類を学校に提出してください。
- 申請にあたって、ご不明な点がございましたら、学校にお問い合わせください。

奈良県

1. 対象となる申請者の要件と軽減額

令和5年9月30日現在、次の3つの要件をすべて満たす生徒の保護者等※1

※1 保護者等とは、原則、親権者（生徒が成人している場合は父母）となります。ただし、親権者がいない場合など、他の人の収入により生計を維持している場合には、その人が生徒の保護者等になります。

(1) 保護者等が奈良県内に住所を有していること

(2) 生徒が奈良県の私立高等学校等※2に在籍していること

※2 私立高等学校等：私立高等学校（通信制を含む）、私立中等教育学校（後期課程のみ）。

(3) 下表の保護者等の所得区分に該当していること

保護者等の所得区分※3	軽減額※4 (通信制以外)	軽減額※4 (通信制)
令和5年度の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が非課税又は0円である場合	年額 174,000円	年額 15,000円
令和5年度の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が100円以上85,500円未満である場合	年額 87,000円	年額 7,500円

※3 保護者等が2名いる場合は、その全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額となります。

※4 軽減額の年額は、授業料等の額から高等学校等就学支援金を減じた額が軽減額の年額に満たない場合など、表記の軽減額より減額となる場合があります。

2. 学校に提出する申請書類

次の書類を学校が指定する期日までに学校に提出してください。

(1) 授業料等軽減申請書（第1号様式）

(2) 保護者等全員の課税証明書等（以下、ア～ウのいずれか。）

ア. 市町村長が発行する令和5年度の課税証明書（写）

イ. 令和5年度の住民税に係る税額決定・納税通知書（写）

ウ. 令和5年度給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書（写）

3. 授業料等軽減の確認書

授業料等の軽減を受けたときは、学校の指示に従い、学校へ確認書を提出してください。

4. Q & A（お問い合わせ前にご覧ください）

保護者等の居住地について

Q 1 保護者等のうち1名が奈良県外に居住していますが、申請できますか。

A 単身赴任等により保護者等のうち1名が奈良県外（海外を含む）に居住している場合であっても、もう一方の保護者等が奈良県内に住所を有していれば申請できます。

保護者等の課税証明書等について

Q 2 生徒が成人したが、父母2名分の課税証明書等の提出は必要ですか。

A 原則、父母2名分の課税証明書等の提出が必要です。

Q 3 保護者等のうち一方しか収入がありませんが、収入がない保護者等も課税証明書等の提出は必要ですか。

A 原則、保護者等全員の課税証明書等の提出が必要ですが、一方の保護者等の年収が100万円以下であり、もう一方の保護者等の課税証明書等において配偶者控除を受けていることが確認できる場合、年収100万円以下の保護者等の課税証明書等を省略することができます。

Q 4 令和5年1月1日時点で、保護者等が海外に赴任しており、令和5年度の課税証明書等を入手できませんが、何を提出すれば良いですか。

A 源泉徴収票（令和4年分）又は会社発行の給与支払証明書（令和4年1月分から12月分の給与）の写しを学校に提出してください。

転学・退学等の取扱いについて

Q 5 ①令和5年9月29日に、奈良県の私立高等学校等を退学することになりましたが、申請できますか。

②令和5年10月1日に、奈良県の私立高等学校等に転入することになりましたが、申請できますか。

A 令和5年9月30日現在、奈良県の私立高等学校等に在籍していない生徒については、申請できません。

その他

Q 6 高等学校等就学支援金を申請していなくても、奈良県の授業料等の軽減補助を受けることはできますか。

A 軽減補助を受けることができます。また、奈良県の授業料等の軽減補助の対象となる場合、高等学校等就学支援金についても支給対象者となる可能性が高いので、学校に高等学校就学支援金を申請する意向を伝えて、学校の指示に従い、申請手続きを行ってください。

Q 7 奨学金制度を利用していますが、奈良県の授業料等の軽減補助を受けることはできますか。

A 軽減補助を受けることができます。

Q 8 学校の特待生制度により授業料等を免除されていますが、奈良県の授業料等の軽減補助を受けることはできますか。

A 授業料等の一部が免除されている特待生は、納付している授業料等の額から高等学校等就学支援金を除いた額について軽減補助を受けることができます。

A 授業料等の全額が免除されている特待生は、軽減補助を受けることはできません。

Q 9 他の地方公共団体（都道府県など）が実施する授業料等の軽減補助を受けていますが、奈良県の授業料等の軽減補助を受けることはできますか。

A 令和5年度中に、他の地方公共団体が実施する同種の補助金等の交付を受けている場合は、奈良県の授業料等の軽減補助を受けることできません。

Q 10 申請書の提出期限を過ぎてしまったが、追加募集の予定はありますか。

A 追加募集の予定はありません。
表紙にも記載しているとおり、提出期限までに申請書の提出がない場合は、原則として授業料等の軽減補助を受けることができませんので、ご注意ください。